

# 産業廃棄物処分業許可証

住所 埼玉県本庄市小島南三丁目11番15号

氏名 株式会社サニタリーセンター  
代表取締役 木村 文男



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の2第1項の許可を受けた者であることを証する。

埼玉県知事 大野 元裕



許可の年月日 令和 5年 8月24日

許可の有効年月日 令和 6年 3月10日

## 1. 事業の範囲

### 中間処理

- 破碎：廃プラスチック類（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）、ガラスくず・コンクリートくず（がれき類を除く。）及び陶磁器くず（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）、がれき類 以上8種類
- 圧縮梱包：廃プラスチック類、紙くず、繊維くず 以上3種類
- 圧縮：金属くず 以上1種類
- 溶融減容：廃プラスチック類（廃発泡スチロールに限る。） 以上1種類
- 発酵：汚泥（有機性のものに限る。）、廃酸（食品系のものに限る。）、廃アルカリ（食品系のものに限る。）、木くず（天然木のチップ及びおが粉に限る。）、動植物性残さ（高塩分濃度のものを除く。） 以上5種類

## 2. 事業の用に供するすべての施設

### 施設等の所在地

埼玉県本庄市新井字川原788番の一部、791番、792番、800番 以上4筆  
(面積8,187.10㎡)  
処理施設及び保管施設の概要は2頁から3頁のとおり。

## 3. 許可の条件

- (1) 中間処理及び処理に伴う保管は、2.に掲げる場所で行うこと。
- (2) 中間処理は、2頁に掲げる処理施設で行うこと。

## 4. 許可の更新又は変更の状況

許可(届出)年月日	指令番号	変更内容
平成17年 3月11日	指令廃指第3572号	新規許可
平成19年 3月 8日	指令廃指第1510号	変更許可(事業場面積の拡大及び処理方法の追加)
平成29年 6月13日	指令北環第55-4号	更新許可
令和 2年10月 2日	指令産廃第636-1号	変更許可(限定の解除)
令和 5年 8月24日	指令産廃第497-1号	変更許可(溶融減容施設の追加、破碎施設の追加及び2種類の追加)

## 5. 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無 無



処理施設の種類及び能力等

施設の種類	処理能力	産業廃棄物の種類	設置年月日 許可番号
圧縮梱包施設	55.20t/日 (8時間)	廃プラスチック類 以上1種類	平成17年 3月11日 — —
	112.80t/日 (8時間)	紙くず 以上1種類	
	104.00t/日 (8時間)	繊維くず 以上1種類	
(圧縮施設)	310.40t/日 (8時間)	金属くず 以上1種類	
破碎施設	6.78t/日 (8時間)	木くず 以上1種類	令和 5年 8月24日 平成17年 3月11日 4-39
	5.18t/日 (8時間)	廃プラスチック類、紙くず 以上2種類	
	2.67t/日 (8時間)	繊維くず 以上1種類	
	5.13t/日 (8時間)	ゴムくず 以上1種類	
	11.14t/日 (8時間)	金属くず 以上1種類	
	22.18t/日 (8時間)	ガラスくず・コンクリートくず(がれき類を除く。)及び陶磁器くず 以上1種類	
	62.00t/日 (8時間)	がれき類 以上1種類	
破碎施設	3.39t/日 (8時間)	ガラスくず・コンクリートくず(がれき類を除く。)及び陶磁器くず(廃石膏ボードに限る。) 以上1種類	平成17年 3月11日 — —
溶融減容施設	0.67t/日 (8時間)	廃プラスチック類(廃発泡スチロールに限る。) 以上1種類	令和 3年 2月18日 — —
発酵施設	14.35t/日 (24時間)	汚泥(有機性のものに限る。)、廃酸(食品系のものに限る。)、廃アルカリ(食品系のものに限る。)、木くず(天然木のチップ及びおが粉に限る。)、動植物性残さ(高塩分濃度のものを除く。) 以上5種類	平成19年 3月 8日 — —
溶融減容施設	0.67t/日 (8時間)	廃プラスチック類(廃発泡スチロールに限る。) 以上1種類	令和 5年 8月24日 — —
破碎施設	4.63t/日 (8時間)	廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず(がれき類を除く。)及び陶磁器くず(いずれも水銀使用製品産業廃棄物(廃蛍光灯)に限る。) 以上3種類	令和 5年 8月24日 — —



保管施設の種類及び能力等

産業廃棄物の種類	保管面積	保管高さ等
紙くず 以上1種類	21.5㎡	1.2m(屋内) (4.2㎡コンテナ×4個)
廃プラスチック類 以上1種類	65.0㎡	2.5m(屋内)
繊維くず 以上1種類	13.8㎡	1.2m(屋内) (2.0㎡コンテナ×4個)
廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず(がれき類を除く。)及び陶磁器くず(廃石膏ボードを除く。)、がれき類 以上5種類	50.3㎡	3.0m(屋内)
廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず(がれき類を除く。)及び陶磁器くず、がれき類 以上8種類	78.8㎡	3.0m(屋内)
木くず 以上1種類	52.5㎡	3.0m(屋内)
ガラスくず・コンクリートくず(がれき類を除く。)及び陶磁器くず(廃石膏ボードに限る。) 以上1種類	12.5㎡	1.5m(屋内) (8.2㎡コンテナ×1個)
廃プラスチック類(廃発泡スチロールに限る。) 以上1種類	26.4㎡	2.5m(屋内)
木くず(天然木のチップ及びおが粉に限る。)、動植物性残さ(高塩分濃度のものを除く。) 以上2種類	23.4㎡	1.7m(屋内)
廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず(がれき類を除く。)及び陶磁器くず(廃石膏ボードを除く。)、がれき類 以上8種類	24.0㎡	0.6m(屋外)
汚泥(有機性のものに限る。)、廃酸(食品系のものに限る。)、廃アルカリ(食品系のものに限る。) 以上3種類	2.3㎡	0.9m(屋内) (200Lドラム缶×3個)
金属くず 以上1種類	14.2㎡	1.2m(屋内) (2.0㎡コンテナ×4個)
廃プラスチック類 以上1種類	100.0㎡	2.0m(屋外)
廃酸(食品系のものに限る。)、廃アルカリ(食品系のものに限る。)、動植物性残さ(高塩分濃度のものを除く。) 以上3種類	18.1㎡	2.4m(屋外) (34.0㎡コンテナ×1個)
廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず(がれき類を除く。)及び陶磁器くず(いずれも水銀使用製品産業廃棄物(廃蛍光灯)に限る。) 以上3種類	6.3㎡	2.0m(屋内) (200Lドラム缶×8個、2.0㎡コンテナ×1個)

(以下余白)



COPY

福盛